物損付延長保証ダブルプロテクトサービス規程
（商品修理サービス）

株式会社ワランティマート（以下「当社」という。）は、物損付延長保証ダブルプロテクトサービス規程（以下「本規程」という。）を定め、当社が物損付延長保証ダブルプロテクト（以下「本サービス」という。）の対象とする新品の商品であり、かつ物損付延長保証ダブルプロテクト加入者証（以下「加入者証」という。）の情報に記録されている商品（以下「本商品」という。）につき、第３条に定める本サービス期間中に第２条に定める故障が発生した場合、第６条に定める保証限度額の範囲内で、メーカー保証書に記載されている内容及び本規程の各条項に基づいて無料修理サービスを提供する。なお、本サービスにおいて修理回数に制限はないものとする。また、本商品がメーカーの出張修理対象商品である場合に限り、出張修理での修理対応を行う。ただし、修理の際に発生する往復の送料と出張修理対象外商品の出張料（出張修理対象商品の場合でも、メーカーが遠隔地としている離島及び遠隔地の出張料を含む。）及び取付工事費は本サービス加入者（以下「加入者」という。）が負担するものとする。なお、当社は本規程について予告なしに変更する権利を有しているものとし、加入者はそれを予め承諾したものとする。

第１条（加入者証の発行）
当社は、保証料金の受領後、遅滞なく、加入者証を書面もしくは電磁的方法により発行する。

第２条（本サービスの対象となる故障）
本サービスは、本商品の取扱説明書及び本体貼り付けラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で本商品に故障が生じた場合（以下「自然故障」という。）および本商品に破損、落下、水濡れ、火災、落雷、雪害、風災等の事故が発生した場合（以下「物損」という。）を対象とする。

第３条（本サービス期間）
1. 本サービスが効力を有する期間（以下、この期間を「本サービス期間」という。）は、本商品の購入日に始まり、加入者証に記載された保証期限に終了する。本サービス期間中、修理回数に制限はない。なお、メーカー保証期間中に初期不良等でメーカー及び販売店より代替品が提供された場合でも、本サービス期間は変更されないものとする。
2. 自然故障の場合、本サービス期間中であっても、本商品のメーカー保証期間中はメーカー保証対応とする。
3. 物損の場合、本サービス期間中、第６条第２項に定める物損修理累積費用が同条同項に定める物損基本保証限度額または物損保証限度額に達した時点で、本サービスは終了とする。
4. 第７条第１項により代替品が提供された場合または第７条第２項により補償金の支払が行われた場合、本サービスは終了するものとする。
5. 第３項、第４項、または第１１条により本サービスが終了する場合、自然故障および物損に対する本サービスは同時に終了するものとする。

第４条（報告義務）
加入者は次の場合は、速やかにコールセンターに連絡しなければならない。
(1) 本サービス期間終了前に、氏名または連絡先（電話番号・住所・メールアドレス）に変更があった場合。
(2) 本商品に対する代替品がメーカーより提供された場合。前各項に関して連絡が為されない場合、本サービス期間中であっても、本サービスの対象とならない場合があるものとする。

第５条（修理サービス依頼）
本サービス期間中に、本商品に第２条に定める故障が生じた場合、加入者はコールセンター（加入者証発行時に案内）に修理を依頼することとする。なお物損の場合には、当社は加入者に対し故障した本商品の写真の提出を求めることがあるものとし、火災に起因する物損の場合には、当社は加入者に対し罹災証明書（原本）の提出を求めるものとする。

第６条（保証限度額）
当社は、自然故障および物損について以下のように保証限度額を定めるものとし、保証限度額の範囲内において本サービスを提供する。
1. 自然故障の場合、加入者証記載の修理上限金額を保証限度額（以下「自然故障保証限度額」という。）とする。
2. 物損の場合、加入者証記載の修理上限金額に下表の経年年数区分ごとに定めた割合を乗じた金額を、該当する経年年数区分における保証限度額（以下「物損基本保証限度額」という。）とする。ただし、加入者の物損修理依頼時に物損に対する修理がすでに行われている場合には、物損基本保証限度額から該当する各経年年数区分内での累積の物損修理費用（以下「物損修理累積費用」といい、該当する経年年数区分を超えて累積は行われない。）を差し引いた金額を保証限度額（以下「物損保証限度額」という。）とする。

【物損基本保証限度額】

経年年数区分※	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
割合	100%	50%	40%	30%	20%

※経年年数区分は本商品の購入日を基準とする。

第７条（代替品・補償金）
1. 自然故障の場合には、修理が不可能な場合（メーカーによる部品供給不可等）または本サービスによる１回の修理見積価格が自然故障保証限度額を超過する場合は、自然故障保証限度額を上限として当社が指定する同機種または、同等品（メーカー問わず）を代替品として提供することをもって修理に代えるものとする。代替品の提供にあたって、加入者は当社に対して機種又は品名その他の指定を行うことはできないものとする。代替品の提供は商品のみを対象とし、代替品提供の際にかかる脱着費（工事費、材料費および諸経費等を含む。）、送料および廃家電処理（リサイクル法）費用等は対象外とする。※法律の定める費用は別途必要。
2. 物損の場合には、修理が不可能な場合（メーカーによる部品供給不可等）または本サービスによる１回の修理金額が物損基本保証限度額または物損保証限度額を超過する場合、当社は本商品を全損と認定する。この場合、修理不能の損失保証として、加入者に対し所定の方法により補償金（以下「補償金」という。）が支払われるものとし、当社はこれをもって修理に代えるものとする。なお、補償金額は、第６条第２項に定める物損基本保証限度額または物損保証限度額から免責として 2,000 円を差し引いた金額とし、補償金額が 2,000 円未満の場合、補償金の支払は行われないものとする。
3. 第１項により代替品が提供された場合または第２項により補償金の支払が行われた場合、これをもって本サービスは終了する。

第８条（本サービスの対象外となる事由）
次の場合は本サービス期間中であっても本サービスの対象とならないものとする。

(1) ハードディスクの不良に起因して起こるデータ破壊及び復元。
(2) 購入店舗ないし当社以外で修理を依頼された場合。
(3) 本保証 ID の情報と連絡先及び修理依頼商品に相違がある場合。
(4) 本商品を譲渡または販売し、名義及び使用人が変更になった場合。
(5) 本商品の部品交換を伴わない調整及び手直し修理（清掃、リカバリー、設定等で完了する場合)。
(6) インクカートリッジ、バッテリー等メーカーの定める消耗品の交換である場合。
(7) 本商品の機能及び使用の際に影響の無い損害（外観、液晶の画面焼けやピクセル抜け及び輝度低下を含む)。
(8) 通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に該当するもの。
(9) 本商品の付属部品（ケース、レンズキャップ、ストラップ等を含む)、周辺機器、アクセサリー、ソフトウェア等、本商品以外の商品の故障や相性に起因した故障または損傷。
(10) 一般家庭用以外（例えば、業務用、車両や船舶への搭載）での使用によって生じた故障、傷、錆、カビ等。
※ 車両へ搭載するための目的で製造されるカーナビ等のカー用品で業務の用に供しないものは、この限りではない。
(11) 直接的、間接的に関わらず、次に上げる事由によって生じた本商品の故障または損傷。
① 改造行為等、不適切な使用または管理の不備によって生じた本商品の故障、傷、錆、カビ等。
② 増設機器、周辺機器、ソフトウェアとの相性により正常動作しない場合。
③ 使用上の誤り（取扱説明書記載以外の使用)、維持・管理（メーカーが定める定期的清掃等含む）の不備または改造。
④ 虫食い、ねずみ食い、変質・変色・その他類似の事由。
⑤ 地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・ガス害・塩害・公害及び異常電圧による場合。
⑥ 盗難、置き忘れまたは紛失等、本商品の損害の確認が取れない場合。
⑦ 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下も同様）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂成物を含む）の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
⑧ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変又は暴動（群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態)。
(12) 本商品のメーカーがリコール宣言を行った後のリコールの原因となった部位にかかる本商品の修理。
(13) 修理のご依頼が、本サービス期間後になされた場合。
(14) カーナビや壁掛けＴＶ、エアコン等の修理の際にかかる脱着費。(工事費、材料費および諸経費等を含む。)
(15) 本商品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼。
(16) 本商品の修理を依頼された際、故障内容が再現しない場合、または本保証の対象外の原因による故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用及び諸経費。
(17) 本サービス以外の保証（商品のメーカー保証、商品の部品毎のメーカー保証等）及び保険の制度により保証される場合。
(18) 差し押さえ、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、損害が火災消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除く。
(19) 加入者（その法定代理人を含む。）または加入者と同一世帯の親族の故意または重大な過失もしくは法令違反によって生じさせた故障、損傷または損害。

第９条（間接損害）
次の損害等については本サービスの対象とならないものとする。
(1) 本商品の故障または損傷に起因して他財物（ソフトウェアを含む。）に生じた故障、若しくは損傷等の損害。
(2) 本商品の故障または損傷に起因して、本商品、その他の財物が使用出来なかったことによって生じた損害。
(3) 本商品の故障または損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡及び怪我を含む)。

第１０条（遵守義務）
加入者が本規程の定めに違反し、当社の本サービス提供に対し著しい損害を与えたと当社が判断した場合、当該加入者は保証サービス期間内であっても本サービスの提供を受けられない場合があるものとする。

第１１条（解約）
加入者は、本サービスを解約することができる。解約の申出は、コールセンターに連絡のうえ当社所定の手続きによるものとし、当社は、下表に基づき解約の時期に応じた返金率を適用して、一部返金を行う。なお下表に記載のない区分については、当社が別途定める返金率または返金額に基づき、一部返金を行うものとする。但し、本商品の売買契約の解除に伴い本サービスも解除する場合は、この限りではない。この場合においては、加入者は、本商品の購入店に連絡することにより、購入店又は当社のいずれかが全額返金を行うものとする。なお、解約の申出の際すでに修理が行われているもの（修理依頼中のものを含む。）については、返金を行わないものとする。

【解約時の返金率】

区分 ＼ 解約の時期※1	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超
物損付延長保証ダブルプロテクト	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	0%（返金なし）

※１　解約の時期は本商品の購入日を基準とする。
※２　製品購入金額（税込）に適用すべき返金率を乗じた金額（円未満切り捨て）から振込手数料を差引いた金額を、加入者指定の金融機関口座に振り込むことにより返金を行うものとする。

第１２条（製造物責任）
当社は本商品のメーカー、販売者、輸入者、加工業者ではなく、販売者の加入者に対して本サービス業務を請け負う企業であり、製造物責任法第３条の責に任ずるものではない。

第１３条（見解相違の場合）
故障及び損害の認定などについて、当社と使用者等の間で見解の相違が生じた場合、当社は中立的な第 3 者の意見を求める事ができる。

第１４条（その他留意点）
記憶装置を持つ商品（パソコン、HDDDVD レコーダー等）のデータに関しては、保証対象外としデータの管理等は加入者自身の責任において行うものとする。

物損付延長保証ダブルプロテクト代行会社：
株式会社ワランティマート
コールセンター　TEL:　0800-888-0110
E-Mail:　info@warranty.co.jp